平成２９年（フ）第３７２号
滋賀県守山市千代町88番地３
破産者　杉本　淳二
1　決定年月日　平成30年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４６号
佐賀県唐津市町田１丁目10番６号
破産者　堀田　亮輔
1　決定年月日　平成30年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２９年（フ）第４７号
佐賀県唐津市妙見町7102番地
破産者　田中　秀次
1　決定年月日　平成30年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２９年（フ）第９５号
佐賀県唐津市厳木町厳木951番地１
破産者　池田　貴志
1　決定年月日　平成30年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２９年（フ）第３６１号
宮崎市千草町９番７号　サンジエローム萩303号
破産者　平山　鎮子
1　決定年月日　平成30年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第４００号
宮崎県児湯郡木城町大字高城2610番地
破産者　黒木　美月
1　決定年月日　平成30年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第４０４号
宮崎県児湯郡高鍋町大字北高鍋2825番地　恵比寿ガーデンⅡ201、前住所宮崎市田野町甲2871番地10　メゾンソガ六番館104号
破産者　本田　三華（旧姓外山）
1　決定年月日　平成30年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第４０８号
宮崎市大字跡江528番地ハ　ＢＥ・ＦＩＮＥ303号
破産者　小林　正雄
1　決定年月日　平成30年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２７年（フ）第２５２号
埼玉県上尾市大字小敷谷845番地１西上尾第一団地１－２－206、破産手続開始決定時の住所埼玉県桶川市大字上日出谷833番地の１　コーポサンライズＢ－201号
破産者　小牟田健治
1　決定年月日　平成30年４月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第９４５号
埼玉県川口市南鳩ヶ谷８丁目４番10号
破産者　金子　雅英
1　決定年月日　平成30年４月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１０１９号
埼玉県朝霞市三原２丁目９番27号　フラット三原Ⅰ　201
破産者　本田　裕之
1　決定年月日　平成30年４月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１３３号
埼玉県熊谷市佐谷田3986番地５
破産者　石川　和弘
1　決定年月日　平成30年４月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第１８５号
神奈川県厚木市愛甲２丁目４番11号　厚木マコトマンション306
破産者　頼住　義徳
1　決定年月日　平成30年４月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第６５８号
広島市安佐南区緑井６丁目33番36号
破産者　吉田　節男
1　決定年月日　平成30年４月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１９７９号
札幌市北区あいの里１条６丁目２番２－1105号、開始決定時の住所札幌市北区南あいの里６丁目17番７号
破産者　大山　知浩
1　決定年月日　平成30年４月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２７０号
岐阜県郡上市八幡町島谷1446番地１
破産者　山ちゃん工業通信こと　山内　一也
1　決定年月日　平成30年４月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所